

## 子ども手当のお知らせ

●児童手当から引き続き子ども手当を受給する人は、毎年6月中旬に「現況届」の提出が必要です。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するものです。

現況届が未提出の場合は6月分以降の手当を受けられなくなりしますので、必ず提出してください。

●現在、中学2・3年生の児童を養育している人、所得制限により、児童手当を受給していない人は、新たに子ども手当の手続きが必要です。まだ、手続きをしていない人はお早めに手続きをしてください。

4月分から中学2・3年生の児童にも子ども手当が支給されます。

また、子ども手当は所得制限がありません。現在、

中学1年生以下の児童を養育している人で、平成20年分の所得が限度額を上回っていたために児童手当の受給ができなかった人は、4月分から子ども手当が支給されますが、新たに手続きが必要です。

■該当者には、4月中に通知しています。まだ、通知が届いていない人は、民生課へお問い合わせください。

※子ども手当は、申請日の翌月分から支給されます。申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなります。

ただし、9月30日(木)までの申請については、経過措置により4月分まで遡って受給できます。(出生・転入などの場合を除く)



問 民生課 ☎ 820・5635

## 保険年金

### 国民年金保険料の免除制度について

国民年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。老後の老齢基礎年金のほか、万一の場合の障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。

国民年金保険料は、1万5千100円(平成22年度)ですが、経済的な理由などで納付が困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

●全額免除制度  
申請により保険料の全額(1万5千100円)が免除されます。

●一部納付(一部免除)制度  
申請により保険料の一部

を納付、残りの保険料は免除されます。  
一部納付は3種類です。それぞれの納付額は次のとおりです。

納付額	保険料額
4分の1	3,780円
2分の1	7,550円
4分の3	11,330円

さらに、30歳未満の人には、「若年者納付猶予制度」があります。

●若年者納付猶予制度  
申請により保険料の納付が猶予されます。

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者、世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある親(世帯主)と同居している若年者は、保険料免除制度を利用することができません。

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(20歳代)の人が、保険料免除制度を利用することができず、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度が「若年者納付猶予制度」です。

●学生および任意加入被保険者は対象外です

※学生で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、「学生納付特例制度」をご利用ください

問 広島南年金事務所 ☎ 253・7710、住民課 ☎ 820・5604

## 平成22年度 補助犬(盲導犬) 給付について



●県内(広島市を除く)に1年以上居住し、今後も相同期間県内に居住することが見込まれる18歳以上の視覚障害者で、次の各項に該当する人

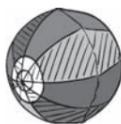
- ・身体障害者手帳1級または2級の人
  - ・就労などにより、社会活動の参加に効果があると認められる人
  - ・盲導犬を適切に利用し、飼育できると認められる人
  - ・自己の所有する家屋以外の家屋に居住する人
- あつては、盲導犬の飼育について、その家屋の所有者または管理人の承諾が得られること

●福祉課の窓口または社会

福祉協議会に置いてある申請書に必要事項を記入の上、7月20日(火)までに福祉課に提出(年間を通して申請受付をしています)

問 社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会事務局 ☎ 820・229・2320

(福祉課)



## 介護保険のしくみ



介護保険に関するよくある質問に対してお答えします。

Q お尋ねします…

母が特別養護老人ホームへ入所しました。食費と部屋代が安くなると聞きました。どんな制度ですか。

A お答えします…

介護保険施設への入所やショートステイ(短期入所)を利用する場合、同一世帯全員が住民税非課税の人は、食費・居住費(部屋代)の軽減を受けることができます。(施設によっては該当しない場合もあります)

軽減を受けるためには、申請手続きを行い(申請者の印鑑が必要)、認定証の交付を受け、認定証を施設に提示してください。認定の有効期間は、例年6月末日です。既に認定証の交付を受けている人には、更新申請書を送付しますので手続きをしてください。

問 福祉課 ☎ 820・5605

## 子育て支援センター エンゼル通信



### ●子育て支援センターの主な予定

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
11日(金)	9:30	にこにこベビー(1歳~1歳5ヵ月)
15日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
22日(火)	10:30	子育てなるほど講座(テーマはみがき)
25日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上)
7月2日(金)	9:30	ふわふわベビー(11ヵ月までの乳児、妊婦)
7月9日(金)	9:30	にこにこベビー(1歳~1歳5ヵ月)

※毎月の予定表は、子育て支援センター、各公民館、図書館などに置いています。お気軽に問い合わせください。

※行事はいずれも11:30に終了です。

### ●バステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場 所
17日(木)	9:30	中央ふれあい館
23日(水)		東部地域健康センター

●おひさまルーム(上記以外の日程の9:30~11:30)

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●午後はオープンスペース「ほっとるーむ」(月~金曜日13:00~15:30)

●ファミサポ養成講座・子育て講座

時 6月28日(月)9:30~11:30

所 子育て支援センター(多世代交流室)

内 「こどもに起こりやすい事故の予防と手当て」について

▽講師:日本赤十字幼児安全法指導員

☎電話またはセンターに直接申し込んでください。

※会の終わりに、バルーンアートの体験と作品のプレゼント&救急お役立ちグッズプレゼント

※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター(西部地域健康センター内) ☎ 820-5502 ☎ 820-5503  
開設日時(※年末年始、祝日除):月~金曜日9:30~17:00  
(子育て相談(要予約)月~金曜日 13:00~17:00)